

令和 6 年改正道路交通法の施行 ※令和 8 年 4 月 1 日

- 自動車等が自転車等の右側を通過する場合（側方通過時）におけるそれぞれの通行方法
- 自転車をはじめとする軽車両への交通反則通告制度（青切符）の導入
- 普通免許及び準中型免許の受験資格を17歳6か月に引下げ（仮免許は17歳6か月で交付可、本免許は18歳で交付）

改正内容

【道路交通法施行令】

- **側方通過時の自動車等による違反に対する免許点数及び反則金の額を規定**（別表第2及び別表第6関係）
「歩行者側方間隔不保持等」を参考に、点数については2点、反則金の額については7,000円（普通車）とする
- **自転車をはじめとする軽車両に対する反則金の額を規定**（別表第6関係）

既に自動車等の反則行為とされている違反行為
⇒ 原動機付自転車と同一の額

違反行為	罰則	反則金
携帯電話使用等（保持）	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	12,000円
信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	6,000円
通行区分違反（逆走、歩道通行等）		5,000円
指定場所一時不停止等		5,000円

軽車両に固有の違反行為

⇒ 罰則が同程度である原動機付自転車の違反に対する額を参考

違反行為	罰則	反則金
被側方通過車義務違反 （側方通過時の自転車等による違反）	5万円以下の罰金	5,000円
自転車制動装置不良（ピスト自転車等）		
並進禁止違反	2万円以下の罰金 又は科料	3,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）		

【道路交通法施行規則】

- 運転免許試験成績証明書（※）の交付対象を、免許試験に合格し、免許を受けていない者に拡大（第28条関係）
- 仮運転免許証、交通反則告知書及び交通反則通告書の様式の改正（別記様式第15、第25及び第26関係）

（※）免許試験に合格後、引越し等のため、他の都道府県に住所地を変更した者等の申請により交付され、証明書を提出することで、免許試験の免除が受けられる。

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為	根拠条文 (道路交通法)	反則金の額
携帯電話使用等 (保持)	§ 71 (5) の 5	12, 000円
放置駐車違反	§ 44①	9, 000円 (駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合 : 12, 000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合 : 11, 000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合 : 10, 000円
	§ 45①・②	
	§ 47②・③	
	§ 48	
	§ 49の3③	
	§ 49の4	
遮断踏切立入り	§ 33②	7, 000円
速度超過	§ 22①	6, 000円 (超過速度が15km/h未満の場合) ※ 超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合 : 12, 000円 超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合 : 10, 000円 超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合 : 7, 000円
駐停車違反	§ 44①	6, 000円 (駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) ※ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合 : 9, 000円 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合 : 8, 000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合 : 7, 000円
	§ 45①・②	
	§ 47①~③	
	§ 48	
	§ 49の3②・③	
	§ 49の3②	
	§ 49の3④	
	§ 49の4	
	§ 49の5後段	
信号無視	§ 7	6, 000円 ※点滅信号を無視した場合は5, 000円
通行区分違反	§ 17①・②	6, 000円
	§ 17④・⑥	
追越し違反	§ 28①~④	
	§ 29	
	§ 30	
踏切不停止等	§ 33①	
交差点安全進行義務違反	§ 36④	
環状交差点安全進行義務違反	§ 37の2③	
横断歩行者等妨害等	§ 38①~③	
	§ 38の2	
安全運転義務違反	§ 70	
通行禁止違反	§ 8①	
歩行者用道路徐行違反	§ 9	
歩行者等側方通過義務違反	§ 18②	
急ブレーキ禁止違反	§ 24	
法定横断等禁止違反	§ 25の2①	
路面電車後方不停止	§ 31	

優先道路通行車妨害等	§ 36②・③
環状交差点通行車妨害等	§ 37の2①・②
徐行場所違反	§ 42
指定場所一時不停止等	§ 43
幼児等通行妨害	§ 71(2)・(2)の3
安全地帯徐行違反	§ 71(3)
被側方通過車義務違反	§ 18④
通行帯違反	§ 20①～③
道路外出右左折合図車妨害	§ 25③
指定横断等禁止違反	§ 25の2②
車間距離不保持	§ 26
進路変更禁止違反	§ 26の2②
	§ 26の2③
追い付かれた車両の義務違反	§ 27①・②
乗合自動車発進妨害	§ 31の2
割込み等	§ 32
交差点右左折等合図車妨害	§ 34⑥
交差点優先車妨害	§ 36①
	§ 37
緊急車妨害等	§ 40①・②
	§ 41の2①・②
交差点等進入禁止違反	§ 50①・②
無灯火	§ 52①
減光等義務違反	§ 52②
合図不履行	§ 53①・②
合図制限違反	§ 53④
警音器吹鳴義務違反	§ 54①
乗車積載方法違反	§ 55①・②
軽車両整備不良	§ 62
自転車制動装置不良	§ 63の9①
泥はね運転	§ 71(1)
転落等防止措置義務違反	§ 71(4)
転落積載物等危険防止措置義務違反	§ 71(4)の2
安全不確認ドア開放等	§ 71(4)の3
停止措置義務違反	§ 71(5)
公安委員会遵守事項違反	§ 71(6)
通行許可条件違反	§ 8⑤
歩道徐行等義務違反	§ 63の4②
路側帯進行方法違反	§ 17の3②
並進禁止違反	§ 19
軌道敷内違反	§ 21①～③
道路外出右左折方法違反	§ 25①
交差点右左折方法違反	§ 34①
	§ 34③
環状交差点左折等方法違反	§ 35の2①・②
軽車両乗車積載制限違反	§ 57②
制限外許可条件違反	§ 58③
原付等牽引違反	§ 60
自転車道通行義務違反	§ 63の3
警音器使用制限違反	§ 54②

5,000円

3,000円